

横須賀市立長浦小学校 P T A 規約

標記について、別紙のとおり定める。

添付書類：別紙「横須賀市長浦小学校 P T A 規約」

横須賀市立長浦小学校PTA規約

第1章（総則）

第1条 名称

この会は、横須賀市立長浦小学校PTAという。

第2条 事務所

この会は、事務所を長浦小学校内におく。

第3条 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し、その幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 活動

この会は、前条の目的を達成するため、次の活動に取り組む。

1. 児童の幸福のため、教育的環境を良くする活動
2. 良き保護者・良き教職員を企図した活動

第5条 方針

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づき活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する団体、及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教等によることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、学校問題について討議し、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、学校の人事その他管理には干渉しない。

第6条 活動等の細部

この会の活動等の細部については、付紙「細則」のとおり。

第2章（会員及び会費）

第7条

1. 会員は、横須賀市立長浦小学校に在学する児童の保護者、及び同校の教職員とし、この会の趣旨に賛同する者とする。
2. この会の会員は、横須賀市PTA協議会、神奈川県PTA協議会、及び日本PTA協議会の会員となる。

第8条

この会の会費は、保護者、教職員の各家庭につき年間2500円とする。

第3章（経理）

第9条 経理

この活動に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第10条

この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得られなければならない。

第12条

この会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

第4章（役員）

第13条

この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者
3. 書記 2名 保護者及び教職員
4. 会計 2名 保護者及び教職員各1名

役員は、会計監査を兼ねることはできない。

第14条

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章（会計監査）

第15条

この会の経理を監査するため、会計監査をおく。

第6章（役員及び会計監査の選出）

第16条

役員及び会計監査は、細則に定める規定により選出する。

第7章（総会）

第17条

総会は、会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第18条

総会は、定期総会、臨時総会及び文書総会とし、定期総会の開催は原則として5月とする。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の十分の一以上の要求があった場合に開催することができる。

第19条

総会の定足数は、構成員の五十分の一以上とする。決議は、出席者の過半数の同意を必

要とする。

第8章 （ 運営委員会 ）

第20条

運営委員会は、役員・各常置委員会の委員長並びに学校長をもって構成され、次の事項を行う。

1. この会の目的達成及び会の運営に必要な活動の企画、立案、実施
2. 各常置委員会及び臨時委員会相互の連絡調整
3. 総会に提出する議案の作成
4. 総会により委任された事項
5. 役員、常置委員、臨時委員の推薦、選考、調整、通知並びにこれらの事務に関する事項

第21条

運営委員会の定足数は構成員の二分の一以上とする。

第22条

運営委員会は、会長が招集する。ただし、会長は、構成員の三分の一以上の要求があった場合には、運営委員会を招集しなければならない。

第9章 （ 常置委員会及び臨時委員会 ）

第23条

運営委員会は、この会の活動に必要な事項について調査、企画、立案及び実施するために必要な常置委員会をおく。

第23条

運営委員会は、必要と思われる特別な事項について臨時委員会を設けることができる。

第24条

常置委員会及び臨時委員会の活動計画は、運営委員会の承認を得なければならない。

第10章 （ 改 正 ）

第25条

この規約は、総会において出席者（文書総会においては、定足数）の三分の二以上の賛成者により、改正することができる。改正案は、総会開催の少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。ただし、文書総会においてはこの限りでない。

第26条

この規約の施行に関し必要な細則は、運営委員会で定めることができる。ただし、細則を制定・改廃した場合は、それを次期総会で報告しなければならない。この際、当該次期総会が会計年度をまたぐ場合、その都度、文書総会にて会員に報告しなければならない。

(付 則)

この規約は、昭和52年5月6日から施行され、令和4年5月20日に一部改正し、令和4年6月1日より施行する。

| | | |
|-------------|-------|------|
| 昭和29年 | 7月17日 | 施 行 |
| 昭和52年 | 5月 6日 | 一部改正 |
| 昭和57年 | 5月 1日 | 一部改正 |
| 平成 5年 | 3月 6日 | 一部改正 |
| 平成 8年 | 3月 2日 | 一部改正 |
| 平成10年 | 3月 7日 | 一部改正 |
| 平成14年 | 5月14日 | 一部改正 |
| 平成17年 | 5月20日 | 一部改正 |
| 平成20年 | 1月24日 | 一部改正 |
| 令和 2年10月 1日 | | 一部改正 |
| 令和 4年 | 5月20日 | 一部改正 |

| | | | |
|----|-------------|-------|------|
| 細則 | 昭和52年 | 5月 6日 | 施 行 |
| | 昭和54年 | 5月12日 | 一部改正 |
| | 昭和55年 | 3月 1日 | 一部改正 |
| | 昭和57年 | 5月 1日 | 一部改正 |
| | 昭和59年 | 3月 2日 | 一部改正 |
| | 昭和61年 | 3月 8日 | 一部改正 |
| | 平成 5年 | 3月 6日 | 一部改正 |
| | 平成 8年 | 3月 2日 | 一部改正 |
| | 平成10年 | 3月 7日 | 一部改正 |
| | 平成11年 | 3月 6日 | 一部改正 |
| | 平成15年 | 2月19日 | 一部改正 |
| | 平成17年 | 3月16日 | 一部改正 |
| | 平成17年 | 6月20日 | 一部改正 |
| | 平成19年 | 1月19日 | 一部改正 |
| | 平成20年 | 2月15日 | 一部改正 |
| | 平成21年 | 1月16日 | 一部改正 |
| | 平成22年 | 1月15日 | 一部改正 |
| | 平成24年 | 1月11日 | 一部改正 |
| | 平成24年11月20日 | | 一部改正 |
| | 令和 2年10月 1日 | | 一部改正 |

改正箇所についての詳細は巻末付録参照（平成17年より）

細 則

第1章 （ 役員及び会計監査 ）

第1条 役員承認と就任

役員（教職員書記・教職員会計を除く。以下細則内において「役員（保）」という。）は、選考委員会において推薦され、会員の過半数によって承認されなければならない。新たに承認された役員の就任は、4月1日とする。

第2条 会計監査承認と就任

会計監査は、選考委員会において推薦され、会員の過半数によって承認されなければならない。新たに承認された会計監査の就任は、4月1日とし、任期は翌年の定期総会までとする。

第3条 役員補充

1. 会長に欠員が生じたときは、副会長がこれに代わる。若しくは会員（保）の中から補充する。任期は前任者の残任期間とする。
2. 副会長・書記（保）・会計（保）に欠員が生じたときは、会員（保）の中から補充する。任期は前任者の残任期間とする。
3. 書記（教職員）・会計に欠員を生じたときは、教職員会員の中から補充する。
4. 第1項及び第2項の補充方法等は、運営委員会で決定する。

第2章 （ 役員職務 ）

第4条 会長の職務及び権限

会長は、次の職務及び権限を行使する。

1. この会を代表し、総会・役員会・運営委員会及び合同常置委員会を招集する。
2. 委員長及び委員を、役員会の承認を得て委嘱する。
3. 会計監査以外の委員会に出席して、意見を述べることができる。

第5条 副会長の職務

副会長は、次の職務を行う。

会長の職務全般を補佐し、会長に事故（欠席を含む。）があった際にはその職務を代行する。

第6条 書記の職務

書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事録並びに、この会の活動内容等、重要事項の記録に関すること。
2. 記録、通信、その他の関係書類の保管に関すること。
3. 運営だよりの発行に関すること。

4. この会の庶務に関すること。

第7条 会計の職務

会計は、次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算の会計事務処理に関すること。
2. 定期総会において、会計監査を受けた決算の報告に関すること。
3. この会の財産管理に関すること。
4. 予算の立案に関すること。

第8条 役員会

役員会は、規約第4章第13条に定める役員及び校長によって構成され、この会の目的にそってその活動を円滑に推進するために協議する。役員会は、役員に欠員が生じたときは、運営委員会に諮る。

第3章 （ 総 会 ）

第9条 総会の決議事項

総会においては、次を行う。

1. 規約の改正
2. 事業計画、収支予算の決定及び変更
3. 事業報告及び収支決算報告の承認
4. その他特に重要な事項

第10条 総会の招集

総会の招集はその開催日の10日前までに、総会の議事事項、日時及び場所について、会員に通知しなければならない。総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第11条 文書総会

規約の改正を行う場合等に開催することができる。その細部は次のとおりとする。

1. 開催の時期
運営委員会で可決された議題のうち、特に重要な事項について、その採決を文書によりPTA会員（以下「会員」という。）に諮ることが適当と認められたとき。
2. 会員への通知
PTA会長及び学校長は、前項の事実が発生した場合、速やかに総会資料を作成し、会員に配布する。通知から提出までの期間は概ね10日間とする。
3. 保管及び開票
提出された投票用紙は教頭が保管し、原則として提出期日以降直近の運営委員会において開票・集計する。
4. 総会の成立及び決議の可否
構成員（会員）の五分の一以上の回答で成立し、過半数（規約の改正は三分の二）の同意で可決される。

5. 結果報告
文書により報告する。

第4章 （ 管 理 ）

第12条 保管する書類

会長は、規約、総会及び運営委員会の議事録を備えておかなければならない。

第13条 決算関係の書類

会長は、決算年度毎に収支決算書を作成し、定期総会の2週間前までに、会計監査に提出しなければならない。

第14条 会計監査の職務

会計監査は、前条の書類の送付を受けたとき、定期総会の前日までに、各々独立して意見書を提出しなければならない。会計報告は、会計監査報告とともに定期総会で行うこととする。

第15条 会計監査の定員と選定

1. 会計監査の定員は2名（保護者会員1名、教職員会員1名）とする。
2. 会計監査は、その他のどの役員、委員も兼務することはできない。

第5章 （ 常置委員会及び臨時委員会 ）

第16条 常置委員会の名称

常置委員会として、次の3委員会を置く。

学級・成人厚生委員会・広報委員会・地区校外委員会

第17条 臨時委員会

臨時委員会は、その任務を終える都度解散する。

臨時委員会の委員長は、運営委員会に出席し当該委員会に関する報告及び調整事項について意見を述べることができる。ただし、他の委員会等への関与及び議決権を行使することはできない。

第18条 常置委員会委員長の選出

各委員会の委員長は、会員の中から候補者を選出し役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。その氏名は、定期総会において報告する。

第19条 教職員の配置

教職員は、いずれかの委員会に属し、その配置は学校長が定め会長が委嘱する。

第20条 委員長及び委員の任期

委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第21条 常置委員会の委員選出及び職務

各常置委員会の委員は、各学年より若干名を選出する。
委員会の構成人員については、運営委員会で決定する。

(1) 学級・成人厚生委員会

学級・成人厚生委員会は、P T A活動の基礎となる学年・学級活動を振興し、委員会活動との調和を図り、委員会活動を活発にし、P T Aの全体活動を一層高める。このため、すべての会員がよりよい保護者・教職員となり、自らの教養を深めるため、次の活動等を振興する。

- ア 各学年における活動を活発にするため、会の運営についての企画及び実施に関すること
- イ 必要に応じて、次の協議会を持つこと
 - (ア) 学級会 学級全員及び学級担任
 - (イ) 学級代表者会 各学級の委員及び学級担任全員
 - (ウ) ベルマーク活動に関すること
 - (エ) 社会見学、講習会等の企画及び実施に関すること
 - (オ) 運動会P T A種目の企画及び実施に関すること
 - (カ) 学校保健の参加に関すること

(2) 広報委員会

広報委員会は、学校及びP T Aの活動状況を広く会員に知らせ、全会員がよりよい理解のもとに諸活動に参加するよう、次の活動をする。

- ア 広報誌「あづま」の発行及び臨時号の発行に関すること
 - イ 研究資料等の発行に関すること
 - ウ 広報研修会等への参加による広報誌の研究に関すること
- ### (3) 地区校外委員会

地区校外委員会は、児童の家庭生活及び社会生活における、健全な育成を助長するために、次の活動を実施する。

- ア 地域における情報収集と提供に関すること
- イ 児童のための交通安全の確保と指導に関すること
- ウ 地域の子供会、その他地域の青少年育成機関との連絡及び協力に関すること
- エ 地区集会の企画及び実施に関すること
- オ 「こども110番の家」への依頼及び連絡調整に関すること
- カ 「こども110番の家」に関するその他必要な事項に関すること

第22条 合同常置委員会

合同常置委員会は、すべての委員によって構成され、この会で行う行事と活動が、より活発に、また、効果的に進められるよう、各委員会相互の連絡調整と各委員会の意思の疎通を図り、会員としての意識を高めることを目的として、会長がこれを招集する。

第23条 学校長の権限

学校長は、この会のすべての委員会、集会に出席して意見を述べることができる。

第6章 （ 改 正 ）

第24条 細則改正

この細則は、運営委員会において、出席者の三分の二以上の賛成により、改正することができる。改正の結果は、次期総会において報告しなければならない。この際、当該次期総会が会計年度をまたぐ場合、その都度、文書にて会員に報告しなければならない。

(付 則)

この細則は、昭和52年5月6日から施行され、令和2年9月16日に一部改正し、令和2年10月1日より施行する。

| | | | |
|----|-------------|-------|------|
| 細則 | 昭和52年 | 5月6日 | 施 行 |
| | 昭和54年 | 5月12日 | 一部改正 |
| | 昭和55年 | 3月1日 | 一部改正 |
| | 昭和57年 | 5月1日 | 一部改正 |
| | 昭和59年 | 3月2日 | 一部改正 |
| | 昭和61年 | 3月8日 | 一部改正 |
| | 平成5年 | 3月6日 | 一部改正 |
| | 平成8年 | 3月2日 | 一部改正 |
| | 平成10年 | 3月7日 | 一部改正 |
| | 平成11年 | 3月6日 | 一部改正 |
| | 平成15年 | 2月19日 | 一部改正 |
| | 平成17年 | 3月16日 | 一部改正 |
| | 平成17年 | 6月20日 | 一部改正 |
| | 平成19年 | 1月19日 | 一部改正 |
| | 平成20年 | 2月15日 | 一部改正 |
| | 平成21年 | 1月16日 | 一部改正 |
| | 平成22年 | 1月15日 | 一部改正 |
| | 平成24年 | 1月11日 | 一部改正 |
| | 平成24年11月20日 | | 一部改正 |
| | 令和2年 | 9月16日 | 一部改正 |

改正箇所についての詳細は巻末付録参照（平成17年より）